

令和5年 No24

○国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

大学教員について総合的業績評価から総合的業績管理へ変更すること，大学と附属学校におけるそれぞれの実施体制等を明確にすること及び字句修正に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年3月22日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年3月23日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和5年規程第20号

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程（平成22年規程第19号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部改正について

改正理由：大学教員について総合的業績評価から総合的業績管理へ変更すること、大学と附属学校におけるそれぞれの実施体制等を明確にすること及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第2条に規定する大学が自ら行う点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項及び第3項に規定する認証評価（以下「認証評価」という。）、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第31条の2第1項に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「法人評価」という。）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第22条の8に規定する認定課程の自己点検評価（以下「教職課程評価」という。）の実施等に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。</p> <p><u>第2章 大学での実施</u> <u>第1節 実施体制</u> (実施体制)</p> <p>第2条 自己点検評価及び教職課程評価を実施し、並びに認証評価及び法人評価を受けるために必要な業務は、役員会の求めに応じて、戦略評価推進本部（以下「推進本部」という。）が行う。</p> <p><u>第2節 自己点検評価</u> (自己点検評価の実施)</p> <p>第3条 自己点検評価は、次に掲げることについて、年度単位で実施するものとする。</p> <p>(1) <u>大学における諸活動等の点検評価（大学における教育活動、研究活動、社会貢献活動、国際交流活動及び大学運営（以下「大学における諸活動等」という。）についての組織的な状況に関する点検及び評価をいう。）</u></p> <p>(2) <u>教員の総合的業績管理（大学教員に係る大学における諸活動等の状況について総合的に行う点検及び業績の管理をいう。）</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第2条に規定する大学が自ら行う点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項及び第3項に規定する認証評価（以下「認証評価」という。）、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第31条の2第1項に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「法人評価」という。）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第22条の8に規定する認定課程の自己点検評価（以下「教職課程評価」という。）の実施等に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。</p> <p>(実施体制)</p> <p>第2条 自己点検評価及び教職課程評価を実施し、並びに認証評価及び法人評価を受けるために必要な業務は、役員会の求めに応じて、戦略評価推進本部（以下「推進本部」という。）が行う。</p> <p><u>第2章 自己点検評価</u> (自己点検評価の実施)</p> <p>第3条 自己点検評価は、次に掲げることについて、年度単位で実施するものとする。</p> <p>(1) <u>諸活動等の点検評価（教育活動、研究活動、社会貢献活動、国際交流活動及び大学運営（以下「諸活動等」という。）についての組織的な状況に関する点検及び評価をいう。）</u></p> <p>(2) <u>教員の総合的業績評価（大学教員及び附属学校教員に係る諸活動等の個人業績について総合的に行う点検及び評価をいう。）</u></p>

(大学における諸活動等の点検評価)

第4条 大学における諸活動等の点検評価は、推進本部が点検評価を行う組織の単位、点検評価の項目、様式、手続の詳細その他必要な事項を定め、実施する。

2 大学における諸活動等の点検評価を行う組織を代表する者は、所定の期日までに自己点検結果を戦略評価推進本部長に提出する。

3 推進本部は、前項の自己点検結果を整理し学内に公表するとともに、自己点検結果を分析し、学長に報告する。

4 学長は、前項の報告に基づき評価結果案を作成し、経営協議会又は教育研究評議会の議を経て、評価結果を決定する。

5 前項までの規定のほか、大学院連合学校教育学研究科は、大学における諸活動等の点検評価を実施することができる。

6 大学院連合学校教育学研究科を代表する者は、前項の大学における諸活動等の点検評価を実施し、評価結果を決定したときは、学長に報告しなければならない。

(教員の総合的業績管理)

第5条 教員の総合的業績管理は、常勤の大学教員を対象として各学系、教職大学院、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構（以下「各学系等」という。）が、実施する。

2 前項の教員の総合的業績管理の実施については、役員会が定める指針及び基準等によるほか、必要な事項は、役員会又は各学系等において別に定める。

(自己点検評価結果の公表)

第6条 自己点検評価のうち大学における諸活動等の点検評価結果は、ウェブサイトの利用その他広く周知を図ることができる方法により学内外に公表するものとする。

2 総合的業績管理の実施結果は、学内に公表する。ただし、教員個別の結果は、本人、学長及び学長が必要と認めた者以外に対して公表しない。

(自己点検評価結果の活用)

第7条 〔省略〕

〔省略〕

第3節 認証評価及び法人評価

(諸活動等の点検評価)

第4条 諸活動等の点検評価は、推進本部が点検評価を行う組織の単位、点検評価の項目、様式、手続の詳細その他必要な事項を定め、実施する。

2 諸活動等の点検評価を行う組織を代表する者は、所定の期日までに自己点検結果を戦略評価推進本部長に提出する。

3 推進本部は、前項の自己点検結果を整理し学内に公表するとともに、自己点検結果を分析し、学長に報告する。

4 学長は、前項の報告に基づき評価結果案を作成し、経営協議会又は教育研究評議会の議を経て、評価結果を決定する。

5 前項までの規定のほか、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校にあっては、それぞれの組織において諸活動等の点検評価を実施することができる。

6 大学院連合学校教育学研究科又は各附属学校を代表する者は、前項の諸活動等の点検評価を実施し、評価結果を決定したときは、学長に報告しなければならない。

(教員の総合的業績評価)

第5条 教員の総合的業績評価は、常勤の大学教員及び附属学校教員を対象として各学系（教育実践創成講座、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構及びセンターについては、総合教育科学系に含む。ただし、理科教員高度支援センターについては、自然科学系に含む。）又は各附属学校が、実施する。

2 前項の教員の総合的業績評価の実施については、役員会が定める指針及び基準等によるほか、必要な事項は、役員会又は各学系若しくは各附属学校において別に定める。

(自己点検評価結果の公表)

第6条 自己点検評価の評価結果は、ウェブサイトの利用その他広く周知を図ることができる方法により学内外に公表するものとする。ただし、教員の総合的業績評価による教員個別の評価結果は、本人、学長及び学長が必要と認めた者以外に対して公表しない。

(自己点検評価結果の活用)

第7条 〔省略〕

〔省略〕

第3章 認証評価及び法人評価

〔省略〕

#### 第4節 教職課程評価

〔省略〕

#### 第5節 改善措置等

(改善措置の提言)

第13条 推進本部は、自己点検評価、認証評価、法人評価及び教職課程評価の結果に基づき、学長に対し、改善を要する事項等に関する改善措置等の提言を行うことができる。

(監事の監査)

第14条 監事は、自己点検評価、認証評価及び法人評価の結果に基づき策定された改善措置の有効性について、監査する。

〔省略〕

(評価資料及びデータ)

第16条 〔省略〕

2 〔省略〕

### 第3章 附属学校での実施

#### 第1節 実施体制

(実施体制)

第17条 自己点検評価を実施する業務は、役員会の求めに応じて、附属学校運営会議（以下「運営会議」という。）が行う。

#### 第2節 自己点検評価

(自己点検評価の実施)

第18条 自己点検評価は、次に掲げることについて、年度単位で実施するものとする。

(1) 附属学校における諸活動等の点検評価（附属学校における教育活動、学校運営、学生の教育・支援活動、研究活動及び社会貢献活動（以下「附属学校における諸活動等」という。）についての組織的な状況に関する点検及び評価をいう。）

(2) 教員の総合的業績評価（附属学校教員に係る附属学校における諸活動等の個人

〔省略〕

#### 第4章 教職課程評価

〔省略〕

#### 第5章 改善措置等

(改善措置の提言)

第13条 推進本部は、自己点検評価、認証評価、法人評価及び教職課程評価の評価結果に基づき、学長に対し、改善を要する事項等に関する改善措置等の提言を行うことができる。

(監事の監査)

第14条 監事は、自己点検評価、認証評価及び法人評価の評価結果に基づき策定された改善措置の有効性について、監査する。

〔省略〕

(評価資料及びデータ)

第16条 〔省略〕

2 〔省略〕

業績について総合的に行う点検及び評価をいう。)

(附属学校における諸活動等の点検評価)

第19条 各附属学校にあつては、附属学校における諸活動等の点検評価を実施することができる。

2 各附属学校を代表する者は、附属学校における諸活動等の点検評価を実施し、評価結果を決定したときは、学長に報告しなければならない。

(教員の総合的業績評価)

第20条 教員の総合的業績評価は、附属学校教員を対象として各附属学校が実施する。

2 前項の総合的業績評価の実施については、役員会が定める指針及び基準等によるほか、必要な事項は、各附属学校において別に定める。

(自己点検評価結果の公表)

第21条 自己点検評価のうち附属学校における諸活動等の点検評価結果は、ウェブサイトの利用その他広く周知を図ることができる方法により学内外に公表するものとする。

2 総合的業績評価結果は、学内に公表する。ただし、教員個別の評価結果は、本人、学長及び学長が必要と認めた者以外に対して公表しない。

(自己点検評価結果の活用)

第22条 学長は、自己点検評価の評価結果に基づき、優れた取組及び改善を要する事項に対して所要の措置を講ずるものとする。

(外部評価)

第23条 学長が必要と認めるときは、自己点検評価の結果に基づき、外部評価(自己点検評価の一環として行う学外者による評価及び検証をいう。)を行うことができる。

2 外部評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 改善措置等

(改善措置の提言)

第24条 運営会議は、自己点検評価の結果に基づき、学長に対し、改善を要する事項等に関する改善措置等の提言を行うことができる。

(監事の監査)

第25条 監事は、自己点検評価の結果に基づき策定された改善措置の有効性について、監査する。

(運営会議委員等の義務)

第26条 自己点検評価の実施にかかわる運営会議委員その他の者は、自己点検評価の対象となる者の基本的人権に配慮するとともに、守秘義務を遵守しなければなら

ない。

(評価資料及びデータ)

第27条 自己点検評価に当たり収集した資料及びデータは、運営会議が適切な方法で管理する。

2 前項の資料及びデータについては、役員会の議を経て、大学運営のための基礎資料として活用することができる。

#### 第4章 補則

(規程の改廃)

第28条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

[省略]

#### 附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 大学教員の令和4年度総合的業績評価については、なお従前の例による。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

[省略]